

議案第6号

里庄町後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

里庄町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年3月5日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正により、所用の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

(里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年里庄町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第 55 条第 1 項」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第 55 条第 1 項」に改め、同条第3号中「第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「、最初の」を「最初の」に改め、同条第4号中「第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第 55 条第 2 項第 2 号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により里庄町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とする。

(里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 里庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年里庄町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。